

利用料金一覧表＜短期入所・ユニット型＞

短期ケアセンター 松恵苑
令和5年1月1日

《介護保険》(介護サービス費)

①報酬単位 (1日)

要介護度	基本単位	サービス提供体制強化加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅱ口	小計	30日
要支援 1	523	22	—	545	16,350
要支援 2	649	22	—	671	20,130
要介護 1	696	22	18	736	22,080
要介護 2	764	22	18	804	24,120
要介護 3	838	22	18	878	26,340
要介護 4	908	22	18	948	28,440
要介護 5	976	22	18	1,016	30,480

※1. 加算の内容は、職員の配置等により変更する場合があります。

※2. 上記料金表には介護職員処遇改善加算は含まれておりません。

②その他の加算(1日)

	単位	適用
送迎加算	184	片道
療養食加算	8	厚生労働大臣が定める食事を提供した場合、1回につき左記を算定。1日3回を限度。
生活機能向上連携加算	200	1月:外部のリハビリテーション専門職と連携し、計画的にリハビリテーションを実施。
機能訓練体制加算	12	1日:常勤専従で機能訓練指導員を1名配置している場合に算定。
緊急短期入所受入加算	90	1日
長期利用者に対する短期入所生活介護	-30	1日:連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合、所定の単位数から減算を行います。
介護職員処遇改善加算Ⅰ	総単位数の8.3%	介護職員の処遇改善への取り組みを行っています。(区分支給限度基準額の算定対象から除外する)
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	総単位数の2.7%	介護事業所職員の処遇改善への取り組みを行っています。(区分支給限度基準額の算定対象から除外する)
介護職員等ベースアップ等支援加算	総単位数の1.6%	介護事業所職員の処遇改善への取り組みを行っています。(区分支給限度基準額の算定対象から除外する)

※3. 1単位10円の計算となります。

※4. 介護サービス費の利用負担割合は、利用者様の所得により、サービス総単位数の1割、2割または3割の負担となります。

《自己負担》単位:円

居住費	2,006	1日	
食費	1,445	1日	朝:405円 昼:520円 夕:520円

負担限度額段階(保険者(市町村)に負担限度額認定申請書を提出し認定された段階になります) 単位:円

段階	居住費	食費	30日
第4段階	2,006	1,445	103,530
第3段階②	1,310	1,300	78,300
第3段階①	1,310	1,000	69,300
第2段階	820	600	42,600
第1段階	820	300	33,600

高額介護サービス費

	負担の上限(月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円(世帯)
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円(世帯)
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円(世帯)
・高齢福祉年金を受給している方	24,600円(世帯)
・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方等	15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(個人)

→同じ世帯の全ての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む)の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額を設定(446,400円)

※1. 高額介護サービス費とは、1ヶ月に支払った利用者負担の合計額が上限を超えたときに、超えた分が払い戻される制度です。

※2. 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担合計額の上限額を指しています。

※3. 「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担上限額を指しています。